

家族の呼びよせについて

もくじ

はじめに

1. 家族の査証（ビザ）取得の手続き
 - 1-1. 家族を呼びよせるとき（在留資格認定証明書の交付申請）
 - 1-2. 家族の在留期間更新
 - 1-3. 赤ちゃんが生まれたとき
2. 子供の教育
 - 2-1. 保育園
 - 2-2. 幼稚園
 - 2-3. 小学校・中学校
3. 出産・育児
 - 3-1. 出産費用
 - 3-2. 母子手帳
 - 3-3. 出生届
 - 3-4. 子供の在留資格認定証明書の取得
 - 3-5. 子供のパスポートの取得
4. 家族向け住居
5. 生活費
6. 病院
 - 6-1. 保健管理センター
 - 6-2. 市内の病院
7. 最寄りの出入国在留管理局
8. サポート情報
9. 用語一覧

はじめに

家族を呼びよせて一緒に暮らすことは、留学生にとって精神的な支えになる一方で、言葉の通じない異国で暮らす家族の日常生活をサポートするために勉強や研究の時間を取られたり、費用の面で、留学生の負担になったりすることもあります。家族の呼びよせについては、留学の目的や本来すべきことを十分考慮した上で慎重に判断してください。

もし留学中に家族を連れてきたいと思ったら、その時期について考える必要があります。留学生も家族も日本での生活を有意義に過ごせるよう、家族を呼びよせるにあたっては、住居の確保や経済的な面も含めて準備を整え、留学生本人が日本の生活に慣れてから行うことをおすすめします。

これまでの例から、生活に慣れてくる来日後半年くらいで呼びよせるのが、問題が少ないと思われます。ここに留学生が家族を呼びよせるにあたり必要と思われる手続きや家族を呼びよせる前に考慮すべき事項について記載しました。家族の呼びよせは留学生自身の責任で行うことになりますので、よく読んで上で、指導教員と相談してから考えてください。また、**家族の呼びよせは、必ず指導教員から了承を得てください。**

1. 家族の査証（ビザ）取得の手続き

1-1. 家族を呼びよせるとき（在留資格認定証明書の交付申請）

来日後留学生が家族を呼びよせるときには、査証を速やかに発行するため在留資格「家族滞在」を得る必要があります。「家族滞在」の在留資格で日本に滞在できる家族は、留学生の扶養を受ける配偶者と子供です（親や兄弟は対象となりません）。また、留学生本人が安定的・継続的な扶養能力を有していることが必要とされます。在留資格認定交付申請書の手続きは、留学生本人が家族の申請代理人として、最寄りの出入国在留管理局（「7. 最寄りの出入国在留管理局」参照）で家族の「在留資格認定証明書」の交付申請を行ってください。

滞在期間が短い場合は、国籍や滞在目的によっては査証が不要となる場合があります。

【申請書類】

- ① 在留資格認定証明書交付申請書（以下出入国在留管理庁 HP からダウンロード）
- ② 写真 1 枚（4cm×3cm、提出日の 6 カ月以内に撮影されたもの）
- ③ 返信用封筒（宛先明記、簡易書留用切手貼付のこと）
- ④ 家族関係を証明するもの（戸籍謄本、結婚証明書、出生証明書 等）
- ⑤ 申請者及び扶養者のパスポート、在留カードの写し
- ⑥ 扶養能力を証明するもの（銀行の残高証明書、奨学金受給証明書 等）
- ⑦ 在学証明書（大学が発行します）

【出入国在留管理庁 HP】

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/dependent.html>

*上記のほかにも書類の提出を要求されることがあります。

*外国語にて作成されているものは、英語もしくは日本語訳をつけてください。

*この証明書の有効期限は3か月で、この期間内に家族が渡日することが必要です。

*ビザの手続きには、母国で「在留資格認定証明書」に加えて他の書類を要求される場合がありますので、事前に日本大使館・領事館あるいは日本の外務省に問い合わせてください。

1-2. 家族の在留期間更新

「家族滞在」の在留資格も留学生のものと同様、更新が必要です。期限が来る前に出入国在留管理局で手続きをしてください。有効期限が切れる 3 ヶ月前から更新申請が可能です。

【申請書類】

- ① 在留資格更新許可申請書（以下出入国在留管理庁 HP からダウンロード）
- ② 写真 1 枚（4 cm×3cm、提出日の 6 カ月以内に撮影されたもの）
- ③ 返信用封筒（宛先明記、簡易書留用切手貼付のこと）
- ④ 家族関係を証明するもの（戸籍謄本、結婚証明書、出生証明書 等）
- ⑤ 申請者及び扶養者のパスポート、在留カードの写し
- ⑥ 扶養能力を証明するもの（銀行の残高証明書、奨学金受給証明書 等）
- ⑦ 手数料 5,500 円 （2026 年 7 月現在）

【出入国在留管理庁 HP】

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/dependent.html>

1-3. 赤ちゃんが生まれたとき

子供が生まれてから 60 日以上日本に滞在する場合には、その子供について出入国在留管理局で「在留資格取得の申請」をしなければなりません。申請は出生から 30 日以内に行ってください。申請は子供の父または母が行うことになります。

【申請書類】

- ① 在留資格取得許可申請書（以下出入国在留管理庁 HP からダウンロード）
- ② 父母両方のパスポート
- ③ 父母両方の在留カード
- ④ 出生証明書（病院から発行されます）

【出入国在留管理庁 HP】

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-10.html>

2. 子供の教育

2-1. 保育園

保育園は、保護者が仕事をしている、学校に通っている、病気などの理由で、昼間に子どもの世話をすることができない場合に、子どもを預けることができる施設です。対象は、生後 57 日目から小学校に入学する前までの子どもです。

保育園を利用するためには、申請が必要です。申請するときは、仕事をしていることや学校に通っていることを証明する書類（就労証明書、在学証明書など）を提出します。

保育料（保育園のお金）は、国や市の制度によって決まり、家族の収入によって金額が変わります。無料になる場合もあります。

なお、希望する保育園に必ず入れるとは限りません。空いている人数によって、希望した保育園を利用できない場合があります。詳しくは、**帯広市役所こども課（0155-65-4158）**にお問い合わせください。

2-2. 幼稚園

幼稚園は、3 歳から小学校入学前の幼児を保育し、心身の発達をはかる教育施設です。入園料や保育料（授業料）がかかりますが、家族の収入によって減免制度があります。入園の申し込み時期は、一般的に毎年 11 月（翌年 4 月入学の場合）です。詳しくは希望する幼稚園にお問い合わせください。

2-3. 小学校・中学校

日本では、小学校の 6 年間と中学校の 3 年間は義務教育です。外国籍の子どもも、日本の学校に通うことができます。帯広市に住民登録をしている場合、帯広市から学校に関する案内（就学通知書）が保護者宛に届きます。公立の小学校・中学校では、入学料、授業料や教科書代は無料ですが、給食費、

補助教材、遠足や修学旅行、PTA 会費等の経費がかかりますので、各学校で確認をしてください。

3. 出産・育児

3-1. 出産費用

日本では、妊娠中の健診や出産にかかる費用は、国民健康保険の対象にならないため、基本的には自分で支払う必要があります。妊婦健診や出産にかかる費用は、一般的に合計で 40 万円～50 万円程度かかる場合があります。ただし、国民健康保険に加入している人は、出産後に出産育児一時金を受け取ることができます。また、出産費用の支払いを助けるために、出産前に医療機関がこの制度を利用し、出産費用の一部にあてる方法もあります。

詳しい手続きや利用できる制度については、**帯広市役所の国保課（0155-65-4138）** などへ問い合わせてください。

3-2. 母子手帳

妊娠中の母親に対して、帯広市では保健福祉センターで**母子手帳**が交付されます。母子手帳には妊娠中の経過、妊婦や母親になったばかりの人へのサービス、子供の成長の記録や予防接種の記録などが記載できます。定期検診などで病院または産婦人科へ行くときは、母子手帳を持参して下さい。医師が重要な記録事項を書き入れます。詳しい内容については、**帯広市保健福祉センター（0155-25-9722）** へお問い合わせください。

3-3. 出生届

子供が生まれた場合は、生まれた日を含めて、14 日以内に帯広市役所へ「出生届」を提出してください。（期間満了日が休日や祝日の場合は、その翌日までとなります）

【必要なもの】

- (1) 出生届 1 部（出生証明書のついた届出用紙を病院から受け取り、必要な項目を記入してください）
- (2) 届出をする人の印鑑
- (3) 母子健康手帳
- (4) マイナンバーカードまたは資格確認書

3-4. 子供の在留資格認定証明書の取得

「1-3. 赤ちゃんが生まれたとき」を参照ください。

3-5. 子供のパスポートの取得

在日大使館へ問い合わせの上、必要に応じて取得手続きを行ってください。

4. 家族向け住居

帯広畜産大学の寮（国際交流会館）には家族向けの居室もありますが、部屋数に限りがあり、必ず空きがあるとは限りませんので、事前に必ず確認をして下さい。入居期間は 1 年となっています。

帯広畜産大学 HP : <https://www.obihiro.ac.jp/internationalhouse>

留学期間が1年以上の場合、民間のアパートか市営住宅へ引っ越す必要があります。市営住宅は、大学から離れているためバスや車での移動時間や交通費について考慮して下さい。

5. 生活費

北海道での1ヶ月にかかる生活費のおおよその目安は94,000円程度です。以下のHPより詳細を確認できます。

参考 (STUDY in JAPAN) : <https://www.studyinjapan.go.jp/ja/life/cost-of-living/>

6. 病院

6-1. 保健管理センター

「留学」の在留資格を持っている本学の留学生は、大学内にある保健管理センターにて、初期の治療や相談、健康診断の受診ができます(健康診断は、正規学生のみ受診できます)。家族は、保健管理センターで受診できませんので、市内の病院を受診して下さい。

6-2. 市内の病院

家族が病気になったら、市内の病院では以下のような手続きが必要になります。

- ① マイナンバーカードまたは資格確認書※、診察券（お持ちの場合）の提出
- ② 問診票の記入
- ③ 診察・治療
- ④ 会計および次回の予約
- ⑤ （薬の処方を受けた場合）処方箋を持って調剤薬局にて購入
- ⑥ 薬局での会計

診療時間は病院によって異なります。また、病院内では、英語で対応できるのは、基本的に医者のみと考えてください。事務職員や看護師とは日本語でのコミュニケーションになることを想定して下さい。

※マイナンバーカード、資格確認書については以下をご確認ください。

厚生労働省 HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51604.html

7. 最寄りの出入国在留管理局

帯広から近い出入国在留管理局は、以下の2箇所です。

■札幌出入国在留管理局

住所：〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目札幌第三合同庁舎

電話：0570-003259

受付時間：9 時～12 時, 13 時～16 時（土・日・休日を除く）

アクセス：帯広～札幌間は JR で片道約 2 時間半、料金は片道¥8,120 円（往復割引あり）

■釧路港出張所

住所：〒085-0022 北海道釧路市南浜町 5-9 釧路港湾合同庁舎

電話：0154-22-2430

受付時間：9 時～12 時, 13 時～16 時（土・日・休日を除く）

アクセス：帯広～釧路間は JR で片道約 1 時間 40 分、料金は片道¥5,440（往復割引あり）

8. サポート情報

■ 外国人在留総合インフォメーションセンター

在留手続きや入国手続きに関する相談を受け付けています。日本語以外にも、英語、中国語、韓国語、スペイン語などの外国語で対応しています。

TEL: 0570-013904（IP 電話・海外から：03-5796-7112）

受付時間: 平日 8:30～17:15

■ 北海道外国人相談センター

日本での生活や各種手続きについて、多言語で相談できます。通訳が必要な場合や、生活上の困りごとがある場合に利用できます。

<https://www.hiecc.or.jp/soudan/>

9. 用語一覧

漢字表記	読み方	英語
在留資格認定証明書	Zairyu shikaku nintei shomei sho	Certificate of Eligibility
在学証明書	Zaigaku shoumei sho	Certificate of Enrollment
簡易書留	Kan i kakitome	Simple Registered Mail
在留カード	Zairyu kaado	Residence Card
出生証明書	Shussei shoumei sho	Birth Certificate
保育園	Hoiku en	Nursery School
幼稚園	Yoochi en	Kindergarten
小学校	Shogakko	Elementary School
中学校	Chugakko	Secondary School
母子手帳	Boshi techo	Mother and Child Health Handbook
出生届	Shushoo todoke	Birth Registration